

令和2年度「女性の創業等支援助成金」助成要領

令和2年1月7日
全国商工会女性部連合会

1. 趣 旨

地域経済及び商工会女性部事業の活性化を目指し、女性による創業または経営革新への取り組み事例等に対して、全国商工会女性部連合会(以下「全女性連」という)が支援・助成を行う。

2. 予 算

- ・助成金 総額 300 万円 (50 万円以内×6 事業を想定)
- ・謝 金 審査委員 (外部専門家等)

3. 助成対象事業

助成対象は、商工会女性部または女性の個人・グループ(代表者が女性部員であり、かつ当該グループ構成員の過半数が女性部員であるものに限る)が実施する事業であって、次のすべてに該当する事業とする。

- (1) 先進的かつビジネスマインドにあふれた事業
- (2) 継続して事業展開するビジョンがある事業
- (3) 地域に波及効果(貢献)がある事業
- (4) 次のいずれかに該当する事業
 - ① 創業(第2創業含む)または経営革新、もしくは、新分野進出のための事業
 - ② 商工会女性部事業として永年取り組み、地域のニーズに応じて個人または有志が開始した事業

4. 助成対象事業の申請

都道府県商工会女性部連合会(以下「県女性連」という)は、前記「3. 助成対象事業」に適合し、助成するに相応しいと思われる事業を選定のうえ、令和2年3月20日(金)までに指定様式により全女性連宛て申請する(「助成金申込書 記入上の留意点」を参照)。

県女性連ごとの申請事業数は、商工会女性部用[様式 1]、個人・グループ用[様式 2]それぞれ1件を上限とする。

なお、平成28年1月27日の全女性連 理事会決議事項に基づき、令和元年度の全国統一事業(「商工会女性部手帳」、「災害対策100円積立基金」、「輝く女性部活躍推進基金」)の目標を全て達成した県女性連のみ、申請可能とする。

5. 助成対象事業の選定・審査方法

全女性連は、本事業の趣旨に合致し、助成するに相応しいと認められる事業を次の手順により選定する。

- (1) 助成対象事業選定のため、全女性連内に学識経験者や全女性連役員等で構成する「女性の創業等支援助成金」審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置する。
- (2) 審査委員会は、各県女性連から推薦のあった事業について審査し、助成対象事業を選定する。
- (3) 審査委員は、全女性連理事会にて審査結果を発表し、助成対象事業について承認を得る。

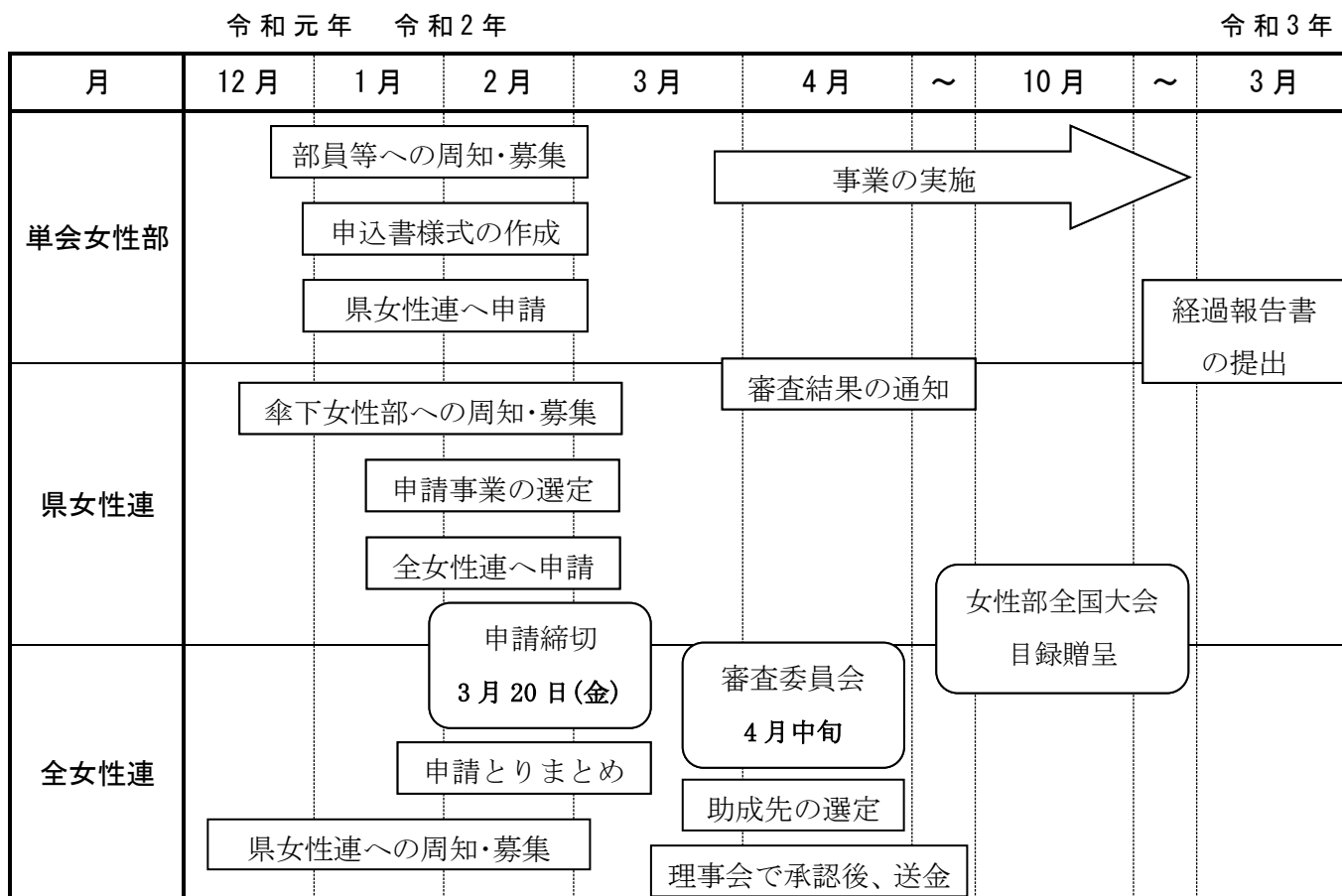
6. 事業経過等の報告

助成を受けた者は、指定様式[様式 3]により、全女性連に対して助成金の使途及び事業経過等を令和3年3月中旬までに報告するものとする。

7. 助成件数及び助成金額

助成件数は6件程度とし、助成金額は1事業あたり50万円以内とする。

8. 事業実施スケジュール



※全女性連は、事業展開等についてのフォローアップ調査を行い、報告を受ける。

助成金申込書 記入上の留意点

■全体に関すること

- ① 記入欄の全ての箇所に記入をしてください。
- ② 助成申込書は1枚に収まるよう、要領よく記載してください。

■事業内容

- ① <事業の概要>の事業名は仮称でも良いので、必ず記入してください。
- ② <事業の概要>の内容については、今年度実施予定の事業内容(計画、目標)を記入してください。その際、具体的な取り組みを記載してください。
- ③ 製品・商品であれば、必ず素材を記載してください。
- ④ <これまでの事業の経過・進捗状況>は、既に事業を実施している場合には、記入してください。その際には、売上、来客等の推移・増減率など定量的なものを極力記入してください。

■助成申請額

- ① <助成申請額>は、<事業費総額>の2/3以内(円未満切捨)を上回らないこと。
- ② 資金使途内訳は、できるだけ細かく記載すること。

■事業の特徴

- ① 審査の重要ポイントとなるため、要領よく簡潔に記載してください。
- ② <先進的かつビジネスマインドにあふれている点>の先進的とは、当該女性部(個人・グループ)にとって、新たな事業活動であれば、既に他社で採用されている取り組みでも構いません。

■添付資料

- ① 内容が分かるものがあれば、助成申込書と一緒に添付して提出してください。
- ② 製品・商品、店舗運営等であれば、写真などを提出してください。
- ③ 現物の提出はお控えください。